

又、巡撫部院鐘（音）の牌を奉ずるに、前因によりて咨を准けたり、司に行す。此れを奉ず。各難夷を將て進貢船内に附搭して回国せしむるを除くの外、合に就ちに移知すべし。此れが為に備さに貴世子に咨す。請煩わくは査照して施行せんことを、等の因あり。国に到る。此れを准けたり。

是れ、誠に天恩の柔遠の至意にして、貴司、両院と優恤の洪慈なり。挙国感激すること窮まり無し。擬して合に咨覆すべし。此れが為に備由して貴司に移咨すべし。煩為わくは察照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆二十年十月二十七日

注\*本文書は「三七〇七」「三七〇四」の咨覆である。

(1) 所「所」字の脇に小文字で「査乾隆三年布咨有存字於所字之下」(査するに乾隆三年の布の咨に存字は所字の下に有り)とある。乾隆三年の布の咨は「二二一七」である。

(2) 此れを將て 校訂本は「將□」だが「將此」か。同じ上諭が引用されている「二二一七」「三七〇四」、『乾隆朝上諭檔』には「將此」とある。

2-37-12

世子尚穆の、乾隆二十年の接貢のため耳目官毛元翼等を派遣するむねの執照(乾隆二十《一七五五》、十、二十七)

琉球国中山王世子尚(穆)、進貢の官員を接回する事の為にす。

照得するに、乾隆十九年冬、特に耳目官毛元翼・正議大夫蔡謨等を遣わし、表文・方物を齎捧し、官伴・水梢を率領し、船二隻に駕して閩に来る。已經に福建等処承宣布政使司に移咨して起送して京に赴き、聖禧を叩祝せんとす、等の因、案に在り。

今、旧例に遵いて特に都通事鄭秉和等を遣わし、官伴・水梢共に八十五員名を率領し、海船一隻に坐駕して福建に前來し、皇上の勅書併びに欽賜の物件及び京より回る貢使毛元翼・蔡宏謨・存留官楊文彬等を恭接す。所抛の差去せる員役は、並えて文憑無ければ、誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に理として合に執照を給發し、以て通行に便ならしむべし。

今、王府、札字第六十八号の半印勘合の執照を給し、存留通事毛景成等に附して収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨の官軍の驗実に遇えば、即便に放行して留難して遅悞するを得る母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

在船都通事一員

鄭秉和

跟伴四名

在船使者 二員

姚鴻緒  
翁文修

跟伴八名

存留通事 一員 毛景成 同伴六名

管船夥長・直庫 二名 梁廷輔<sup>(2)</sup> 陳得安

水梢共に六十一名

右の執照は、存留通事毛景成等に附し、此れを准ず

乾隆二十年十月二十七日 給す

注(1) 毛景成 許田親雲上(鄭国枢の譜、『家譜(二)』五八一頁)。

『宝案』では他に乾隆二十年の存留通事、二十九年の在船都通事、三十三年の朝京都通事、三十七年の正議大夫として名がみえる。

(2) 梁廷輔 国吉里之子親雲上(鄭展猷の譜、『家譜(二)』六八四頁)。『宝案』では他に乾隆三十五年の在船通事、四十九年の在船都通事として名がみえる。